

令和8年度 三芳町農業後継者補助金のお知らせ

➤ 補助金内容

- ・農業後継者の育成を目的とする農業生産・農業経営等に関する修学及び研修等への参加に対し、町が予算の範囲内において補助金を交付いたします。

➤ 対象となる研修

- ・埼玉県主催の**農業機械利用技能者養成研修**や埼玉農業経営塾などが対象となります。



今回一緒に回覧している
令和8年度農業機械利用技能者養成研修も対象になります！

➤ 対象者(次のいずれにも該当する方)

- ・三芳町内に在住で、4Hクラブ、みよし野菜ブランド化推進研究会、後継者部会など、町が指定する農業者団体に所属している者
- ・現に三芳町において農業に従事している農業後継者

➤ 補助金交付額

- ・受講料など修学及び研修に要する費用を1人あたり50,000円を上限に補助します(令和8年度予算額:100,000円)。

➤ 交付金申請に必要な書類

- ・修学及び研修等に主催者から選考されたことを証する通知
- ・修学及び研修等成果を記した報告書(様式任意)
- ・修学及び研修等に係る負担金額が明らかになる書類
- ・自己が負担した修学及び研修等に係る負担金の領収証の写し
- ・その他町長が必要と認める書類

➤ 問合せ

三芳町役場観光産業課

〒354-8555 三芳町大字藤久保1100番地1

電話番号:049-258-0019(内線212)

